

NEWS RELEASE

国土交通省 近畿運輸局



国土交通省

【問い合わせ先】

- 近畿運輸局 自動車監査指導部
(兼原、藤原)
(電話) 06-6949-6449
- 神戸運輸監理部兵庫陸運部 監査部門
(安井、真野)
(電話) 078-453-1105

令和5年3月20日

阪神バス株式会社に車両停止命令

この度、下記の乗合路線バス事業者に対して、神戸運輸監理部兵庫陸運部が立入監査を行ったところ、法令違反が確認されたことにより、令和5年3月20日付けで行政処分等を行いましたので、お知らせします。

記

1. 事業者名及び営業所名

事業者名：阪神バス 株式会社
(法人番号：1140001072148)

営業所名：①西宮浜営業所 (兵庫県西宮市西宮浜3丁目20番地)

②尼崎営業所 (兵庫県尼崎市大庄川田町108番地の1)

2. 立入監査の実施日

①令和4年12月14日及び令和5年1月12日

②令和5年1月30日

3. 監査の端緒

①令和4年12月13日16時30分頃、鷲林寺線(東回り)系統において、阪神西宮駅北側ロータリー降り場にて、降り場に停車すること無く1周転回し、商業施設に衝突する事故を惹起し、社会的影響が大きい事故であったことから監査を実施。

②令和4年11月7日に大阪梅田発三田方面行き的高速バスの乗務員が、神戸三田ICを降りるところ、経路を誤って六甲北有料道路(南向き)に進入し、運転者の自己の判断で同道路上を転回(Uターン)したとして、当該事業者から報告を受けたことを端緒に監査を実施。

4. 行政処分等について

(1) 処分内容

- ① 道路運送法第40条に基づく輸送施設の使用停止処分
【延べ10日間の事業用自動車使用停止処分（対象車両4両）】

- ② 文書による警告

(2) 行政処分の対象となった法令違反の内容

- ① 運転者に対する指導監督義務違反(一部不適切) (再違反)
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

- ② 運転者に対する指導監督義務違反(一部不適切) (初違反)
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

配布先

青灯クラブ

陸運記者会(ハイタク・トラック)

兵庫県県政記者クラブ